

個人金融資産動向：2020年第3四半期

宮本 佐知子、橋口 達

■ 要 約 ■

1. 日本銀行「資金循環統計」によると、2020年9月末の個人金融資産残高は1,901兆4,315億円（前期比0.9%増、前年比2.7%増）となり、過去最高になった。個人金融資産の54.4%を占める現金・預金が前年から4.9%増加し、残高も1,034兆円となり過去最高になった。新型コロナウイルス（以下、コロナ）感染拡大で消費が抑制されたことなどが影響したと見られる。一方、コロナ感染拡大で2020年3月に急落した株価が徐々に上昇する中で、個人が保有する投資信託は3四半期ぶりに前年比で増加に転じた。株式等も、前年比の減少率が前期から縮小した。
2. 2020年第3四半期（7～9月期）の個人資金の主要金融資産を巡る動きを見ると、主な資金純流入先は、流動性預金、生命保険、投資信託、外貨預金、現金、事業債などだった。一方、定期性預金、国債、上場株式などは資金純流出となった。このうち投資信託については、新規設定された投資信託を中心に、多くの個人資金が流入した。
3. 2020年第3四半期で注目されるのは、流動性預金と上場株式を巡る個人資金の動きである。上記のような個人資金の動きは、個人がコロナ感染拡大の影響を警戒しつつ、流動性預金で流動性を確保する一方で、相場変動に機敏に反応した人も少なくなかったことを示していよう。株式市場での個人の存在感は高まっており、新たに証券口座を開設する人も増えている。高齢化に伴う構造的な有価証券の売り圧力がある中で、個人の間で投資経験が広がり、それらを含めた長期投資を志向する個人資金の流入が徐々に増えていくことは、日本の金融資本市場を長期的な観点から考える上では重要だと評価できよう。
4. 本稿では、コロナ禍の下でも依然として大きな問題となっている、金融詐欺の現状と対策についてまとめた。また、個人の金融行動に影響を及ぼす制度面での動きとして注目される、令和3年度税制改正大綱の概要もまとめている。今後は、年金課税、金融所得課税、相続税・贈与税に係る議論の行方を見ておきたい。

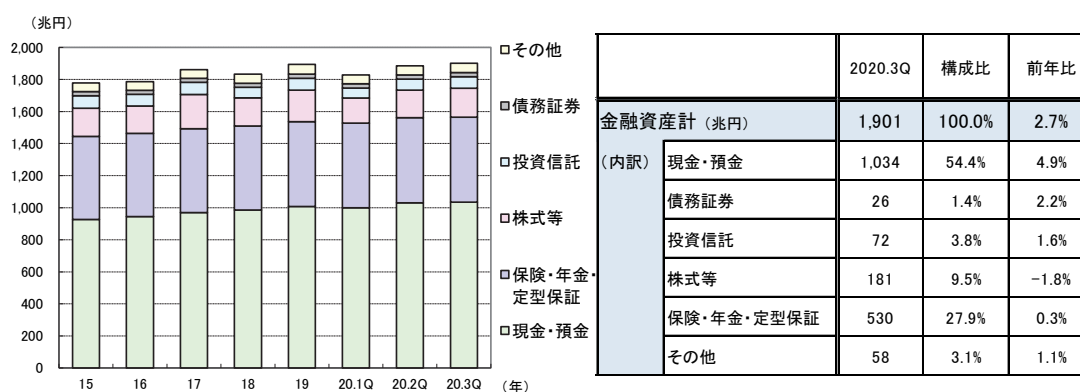
野村資本市場研究所 関連論文等

- ・宮本佐知子「個人金融資産動向：2020年第2四半期」『野村資本市場クォーターリー』2020年秋号
- ・宮本佐知子「個人金融資産動向：2019年第3四半期」『野村資本市場クォーターリー』2020年冬号（ウェブサイト版）

I 日本銀行統計から見る個人金融資産残高の概況

2020年12月21日に公表された日本銀行「資金循環統計 2020年第3四半期（7～9月期）」によると、2020年9月末の個人金融資産残高は1,901兆4,315億円（前期比0.9%増、前年比2.7%増）となり、過去最高になった（図表1）。個人金融資産の54.4%を占める現金・預金が前年から4.9%増加し、残高も1,034兆円となり過去最高になった。新型コロナウイルス（以下、コロナ）感染拡大で消費が抑制されたことや、政府による特別定額給付金も影響したと見られる。一方、コロナ感染拡大で2020年3月に急落した株価が徐々に上昇する中で、個人が保有する投資信託は3四半期ぶりに前年比で増加に転じた。株式等も、前年比の減少率が前期末時点（2020年6月末、4.3%減）よりも縮小した。

図表1 個人金融資産の残高と内訳



（出所）日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

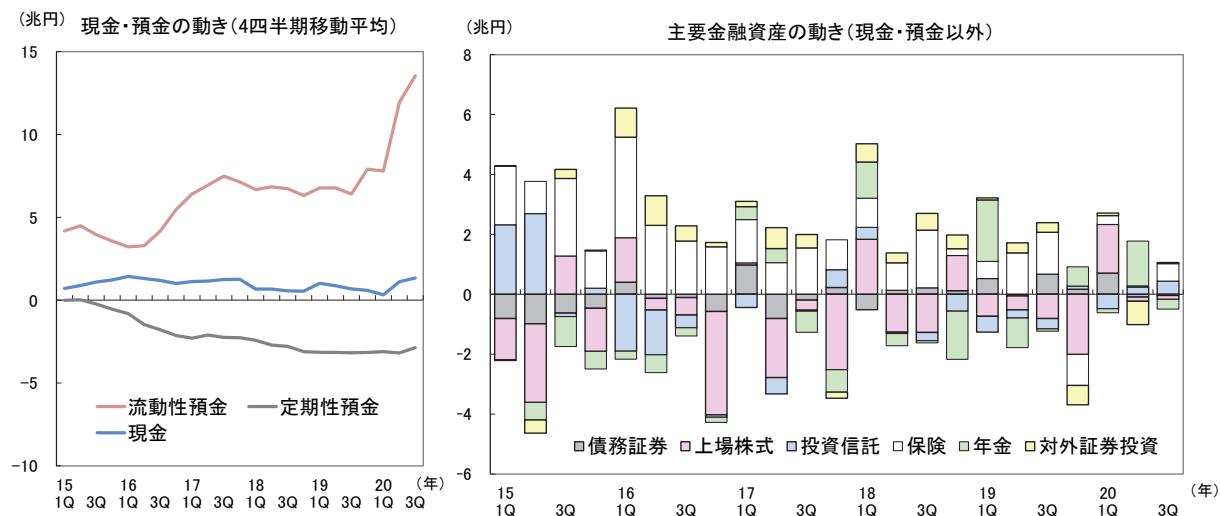
II 主な金融資産を巡る個人資金の動き

図表2は、四半期ごとの主な金融資産への個人資金純流入の動きである。2020年第3四半期を中心とする足元の特徴は次の通りである。

1. 現金・預金：純流入が続き、残高は過去最高に

2020年第3四半期の現金・預金は、全体としては資金純流入となった。このうち「現金」「流動性預金」は資金純流入、「定期性預金」は資金純流出となった。現金・預金は季節要因の影響を受けやすく、個人資金は四半期ごとに純流入と純流出を繰り返すため、例年第3四半期（7～9月期）は純流出となる。しかし、2020年第3四半期は例年のパターンと異なり、現金と流動性預金が増加し、現金・預金残高は1,034兆円と過去最高になった。前述の通り、コロナ感染拡大の影響で消費が抑制されたことや、政府による家計支援策として特別定額給付金10万円が届けられたことも、現金・預金の増加をもたらしたと見られる。

図表 2 主な金融資産への個人資金純流出入（四半期ベース）



(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

2. 債務証券：国債は純流出、事業債は純流入

2020年第3四半期の債務証券は資金純流出となった。このうち「国債」は5四半期ぶりに資金純流出となった。個人が購入できる国債のうち「新窓販国債」は金利低下等のために募集が停止されているが¹、「個人向け国債」はマイナス金利政策下で預金金利が下がる中でも元本と年0.05%の最低金利が保証されることに加えて、取扱金融機関によっては応募額に応じて現金を還元する販売促進キャンペーンが展開されたこともあり、個人の注目を集めてきた（図表3）。しかし、現金の還元を受けた後に中途換金する個人が多いため、キャンペーンが相次ぎ中止され、2020年5月から個人向け国債の販売は急減した²。その後、還元する現金が減額されてキャンペーンが再開され、足元では販売額が戻りつつある。

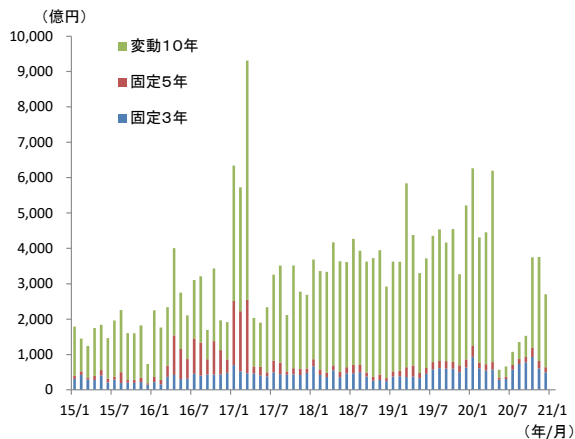
債務証券のうち「事業債」は資金純流入となり、個人が保有する事業債残高はやや増加した（図表4）。コロナ感染拡大の中で一旦、低調となっていた個人向け社債の発行だが、2020年第3四半期には金融機関による個人向け社債の発行が相次いだ。2020年9月には三菱UFJフィナンシャル・グループがコロナへの対応を主目的とした個人向け社債（劣後債）を1,500億円発行した³。この他、同年8月には三井住友トラスト・ホールディングスが300億円、同年9月には山口フィナンシャルグループ（以下、FG）が150億円、同年10月にはみずほFGが1,370億円の個人向け社債（劣後債）を発行した。

¹ 財務省では金利水準等を勘案し、新窓販国債の募集について、2年物は2014年11月から、5年物は2015年9月から中止している。10年物は2018年8月から募集を再開したが、2019年1月から再度中止している。

² 「個人向け国債「現金還元」中止相次ぐ」日本経済新聞2020年6月18日。金融機関では、財務省からの販売委託手数料を原資に販売促進を行っている。財務省では、現金還元後に中途換金する人が増えていた状況を踏まえ、手数料制度を変更した。

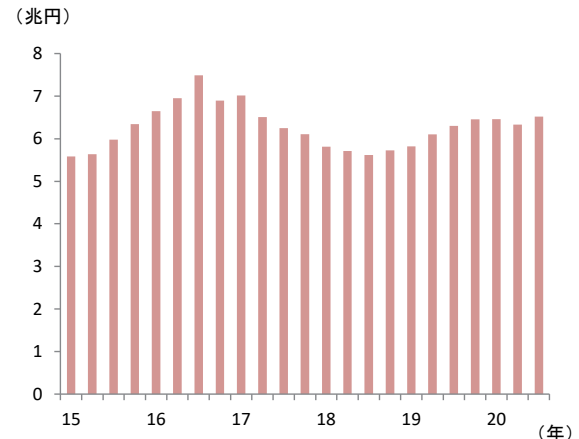
³ 「個人向け社債の発行相次ぐ」日経ヴェリタス2020年11月8日。

図表3 個人向け国債の販売額の推移



(出所) 財務省統計より野村資本市場研究所作成

図表4 個人が保有する事業債残高



(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

3. 上場株式：市場変動の中で高まる個人の存在感

2020年第3四半期の上場株式は資金純流出となった。株式市場における個人部門の株式売買状況を見ると、週間売買代金は2019年の4.0兆円から、2020年は5.5兆円へ増加した（図表5）。売買代金で見る個人の市場シェアも、2019年の20%から、2020年4月以降は25%前後で推移している。総じて、個人投資家の存在感は高まっている。

個人の中でも、コロナ禍の下で特に活発に売買を行ったのは、信用取引の増加から推測すると、投資経験を積んだ既存の個人投資家と見られる。個人の売買代金は、2020年4月～同年9月の半年間では、その前の半年間（2019年10月～2020年3月）に比べて18%増加したが、現金取引（9%増）よりも信用取引（24%増）の方が増加しており、リスクをとった投資が活発に行われていた。

また、投資部門別の株式売買差額を見ると、個人部門の株式売買は総じて逆張りの傾向が見られている（図表6）。2020年に入り金融資本市場が急変し株価が下落すると株式を買い越し、その後、株価が底打ちし徐々に上昇していくと売り越す週も増えているが、下落した後の株価の戻りで得た資金を、再度投資に回す好循環も続いていると見られる。相場回復で投資余力を高めた個人資金は東証マザーズ市場にも流入し、2020年10月には同市場の月間売買代金は東証第一部市場の11.5%相当に達し、過去最高となった。

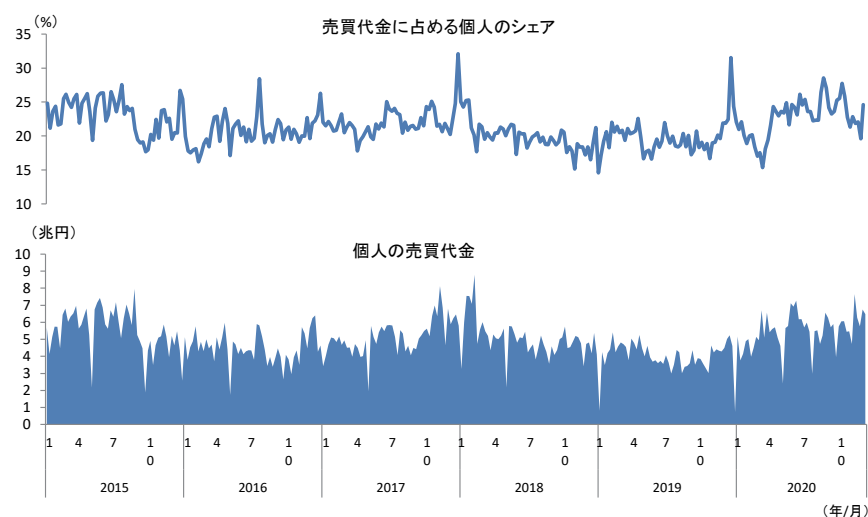
この他、2020年第3四半期には、個人投資家に人気の個別企業の株式を巡り、目立った動きも見られた。2020年8月28日、ソフトバンクグループによるソフトバンク株式の売出しが発表された⁴。売出し額は約1.2兆円であり、上場後の追加売出しとしては民営化案件を除き過去最大の規模となった⁵。また、2020年9月29日には、NTTがNTTド

⁴ ソフトバンク株式会社プレスリリース「株式の売出しに関するお知らせ」2020年8月28日。

⁵ 「真相深層 通信会社ソフトバンク株、最大の売り出し」日本経済新聞2020年9月24日。

コモ株式を公開買付けし、完全子会社化することを発表した⁶。買付代金は約 4.3 兆円である。NTT ドコモは 1992 年に NTT から分離独立し 1998 年 10 月に上場していたが、2020 年 12 月 25 日に上場廃止となった⁷。

図表 5 株式市場における個人部門の売買状況



- (注) 1. 二市場（東京・名古屋）一・二部等合計。
2. 個人のシェアは委託合計額に占める割合。現金と信用取引の合計。
3. データは 2020 年 12 月第 2 週までを表示。

(出所) 日本取引所グループ統計より野村資本市場研究所作成

図表 6 投資部門別の株式売買状況

(単位:億円)

	個人	法人							海外投資家	証券自己
		投資信託	事業法人	その他法人等	金融機関					
					生保・損保	都銀・地銀等	信託銀行	その他金融機関		
2017年	-57,934	-10,435	12,325	6,047	-5,709	-8,650	939	1,348	7,532	60,321
2018年	-3,695	14,172	25,706	7,442	-3,542	-7,793	15,066	918	-57,401	9,722
2019年	-43,129	-11,609	41,870	5,663	-3,981	-6,862	-190	-1,387	-7,953	31,470
2020年1月	6,665	-1,844	3,965	476	226	98	-1,594	-119	-2,820	-5,153
2020年2月	1,530	-1,678	5,104	515	-313	-159	-3,282	85	-1,685	-417
2020年3月	8,454	-1,462	3,767	-470	582	-1,503	7,433	-282	-21,981	7,714
2020年4月	560	-1,402	1,323	221	-84	-672	6,859	-416	-8,097	2,906
2020年5月	-2,061	-1,347	1,255	361	-230	-466	-1,019	-295	-1,947	6,022
2020年6月	-91	-1,984	-236	164	-533	-357	3,319	-360	-8,419	8,875
2020年7月	2,504	-3,338	174	846	-157	-113	4,442	-902	-4,373	1,476
2020年8月	-5,272	-2,304	-1,020	-38	-129	-340	-1,476	-301	3,559	7,904
2020年9月	1,104	-3,535	-595	339	275	245	1,229	-160	-12,011	13,396
2020年10月	-123	-1,395	635	217	-33	-366	-480	-240	3,779	-1,904
2020年11月	-18,504	-4,343	-1,462	-5	-817	-410	-2,344	-637	15,113	15,471

- (注) 1. 二市場（東京・名古屋）一・二部等合計。
2. プラスは買い越し、マイナスは売り越しを示す。

(出所) 日本取引所グループ統計より野村資本市場研究所作成

⁶ 日本電信電話株式会社ニュースリリース「株式会社 NTT ドコモ株式等（証券コード 9437）に対する公開買付けの開始及び資金の借入れに関するお知らせ」2020 年 9 月 29 日。

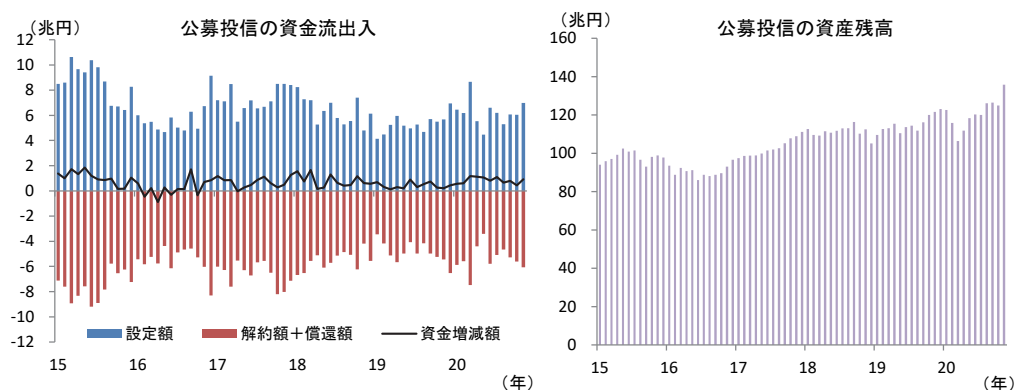
⁷ 株式会社 NTT ドコモプレスリリース「日本電信電話株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うこと、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ」2020 年 11 月 27 日。

4. 投資信託：純流入、大型新規設定が続く

2020年第3四半期の投資信託は資金純流入となった。日本銀行がこのデータを推計するために参照する投資信託協会の月次統計によると、2020年第3四半期は「公募投資信託」全体では資金純流入であり、内訳を見ると「公社債投資信託」も「株式投資信託」も資金純流入となっていた（図表7、図表8、図表9）。株式投資信託への資金流入には日本銀行によるETFの買入れが影響していることを考慮し⁸、株式投資信託からETFと分配金も除いたコア指標で見ても、2020年第3四半期は資金純流入であり、特に同年7月に大幅な資金純流入が見られていた（図表10）。その後、株高が進む中では再び資金純流出へ転じている。

投資信託への資金流入には、ラップ口座やNISAを通じた資金流入も影響する。ラップ口座については、日本投資顧問業協会統計によると2020年9月末時点の件数は112万7,777件、金額は10兆1,170億円であり、2020年6月末からそれぞれ1.7%、3.5%増加した（図表11）。一方、NISAについては、2020年9月末時点の口座数は1,484万1,303口座、総買付額は20兆7,674億円（うち、つみたてNISAは274万5,490口座、5,613億円）であり、2020年6月末から順に2.7%、3.0%増加した⁹。また、ジュニアNISAについては、同時点の口座数は42万1,349口座、総買付額は2,245億円であり、2020年6月末から順に10.0%、8.5%増加した。

図表7 公募投資信託への資金流出入と資産残高



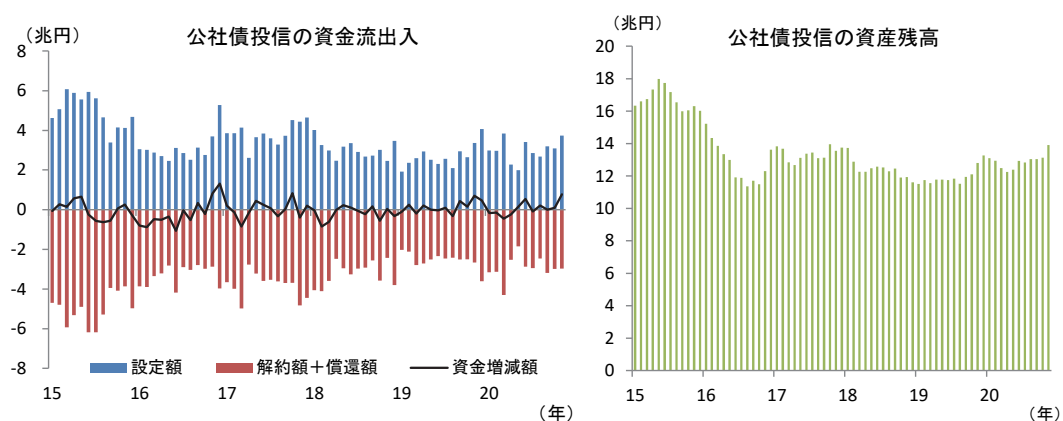
- (注) 1. 公募投資信託は株式投資信託と公社債投資信託の合計。
 2. 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
 3. データは2020年11月までを表示。

(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

⁸ コロナ禍による金融資本市場の混乱に対処するため、日本銀行では2020年3月16日に金融政策決定会合を前倒しし、金融緩和を強化する措置を決めた。その措置にはETFの積極的な買入れも含まれており、当面の買入れ目標額が年間6兆円から12兆円に倍増された。

⁹ 金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査（2020年9月末時点）」。NISAの口座数のうち、一般NISA口座数は、基準日時点で、金融機関に対してマイナンバーの告知がされておらず、2020年の投資利用枠が設定されていない口座数を含む。口座数は、これまでに開設された口座数から金融機関変更に伴う変更前口座・廃止口座の数を差し引いて計上。また、総買付額は2014～2020年の利用枠（つみたてNISAは2018～2020年、ジュニアNISAは2016～2020年の利用枠）で買い付けがあった金額の合計。買付時の時価により算出。

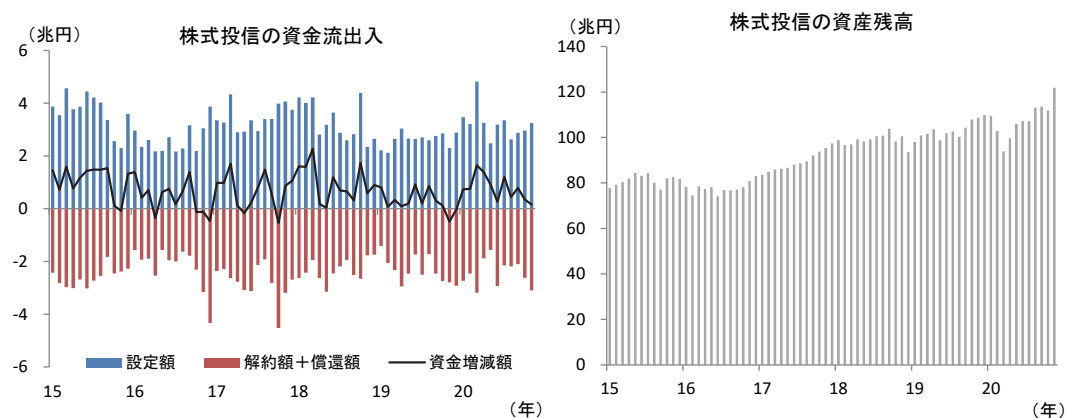
図表 8 公社債投資信託への資金流入と資産残高



(注) 1. 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
2. データは2020年11月までを表示。

(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

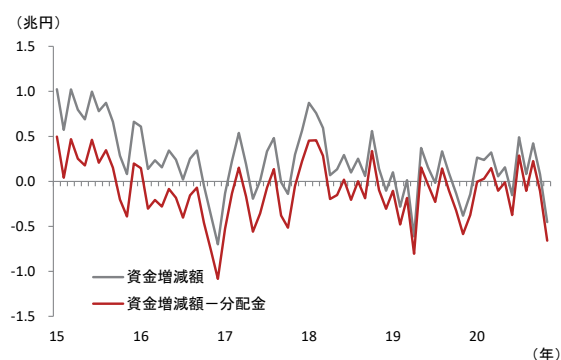
図表 9 株式投資信託への資金流入と資産残高



(注) 1. 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
2. データは2020年11月までを表示。

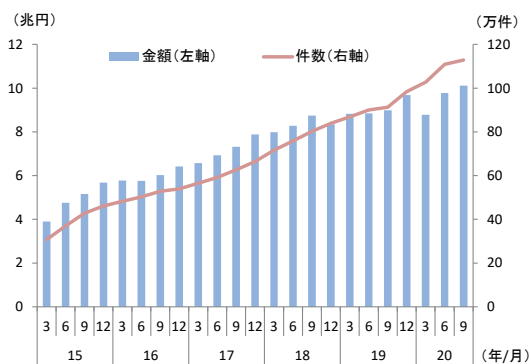
(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表 10 株式投資信託（除くETF）の資金流入



(注) データは2020年11月までを表示。
(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表 11 ラップロ座の利用状況



(注) データは2020年9月までを表示。
(出所) 日本投資顧問業協会統計より野村資本市場研究所作成

2020年第3四半期の投資信託市場では、それまでのコロナ感染拡大を受けた金融機関の営業活動への制約が徐々に緩和される中で、新たに設定された環境・社会・ガバナンス（ESG）関連やテクノロジー関連の投資信託を中心に、個人資金が流入した。

2020年第3四半期の投資信託の資金純増額ランキングを見ると、首位を占めたのはグローバル ESG ハイクオリティ成長株式ファンド（為替ヘッジなし）である（図表 12）。これは2020年7月に設定された投資信託であり、当初設定額が3,830億円と、国内では過去2番目に大きな設定となった。同投資信託では、投資アイデアの分析・評価や、競争優位性、成長力、ESGへの取り組みなどの評価に基づき選んだ内外上場企業の中から、理論価格より割安と判断される銘柄の株式へ投資を行う。2位のデジタル・トランスフォーメーション株式ファンドも、2020年7月に設定された投資信託であり、当初設定額は896億円となった。同投資信託では、生活や社会のデジタル化に関連するビジネスを行う内外企業の株式、特にゼロ・コンタクト・ビジネス（非接触型ビジネス）関連企業の株式を中心に投資を行う。3位のアライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 D コース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型では、主に成長性の高い米国株式に投資し、ファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づく銘柄選択を基本としたアクティブ運用を行う。同投資信託は、C コース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型も、7位に入っている。

図表 12 投資信託の資金純増額ランキング

順位	2020年第2四半期（4～6月）			2020年第3四半期（7～9月）			参考 2020年10月		
	ファンド名	投信会社	資金純増額	ファンド名	投信会社	資金純増額	ファンド名	投信会社	資金純増額
1	netWIN GSテクノロジー株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）	ゴールドマン	495	グローバルESGハイクオリティ成長株式ファンド（為替ヘッジなし） 愛称：未来の世界（ESG）	アセマネOne	1,658	グローバルESGハイクオリティ成長株式ファンド（為替ヘッジなし） 愛称：未来の世界（ESG）	アセマネOne	683
2	ビクテ・グローバル・インカム株式ファンド（毎月分配型）	ビクテ	412	デジタル・トランスフォーメーション株式ファンド	日興	1,177	デジタル・トランスフォーメーション株式ファンド	日興	613
3	ティー・ロウ・プライス米国成長株投信 Dコース 愛称：アメリカン・ロイヤルロード	ティー・ロウ・プライス	401	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース 毎月決算型（為替ヘッジなし） 予想分配金提示型	アライアンス	967	テトラ・エクイティ	三井住友DS	440
4	ダイワJ-REITオープン（毎月分配型）	大和	376	投資のソムリエ	アセマネOne	867	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース 毎月決算型（為替ヘッジなし） 予想分配金提示型	アライアンス	386
5	J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	三井住友トラスト	352	テトラ・エクイティ	三井住友DS	819	投資のソムリエ	アセマネOne	236
6	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース 毎月決算型（為替ヘッジなし） 予想分配金提示型	アライアンス	334	netWIN GSテクノロジー株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）	ゴールドマン	695	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Cコース 毎月決算型（為替ヘッジあり） 予想分配金提示型	アライアンス	223
7	eMAXIS Slim 米国株式（S & P500）	三菱UFJ国際	301	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Cコース 毎月決算型（為替ヘッジあり） 予想分配金提示型	アライアンス	541	eMAXIS Slim 米国株式（S & P500）	三菱UFJ国際	143
8	グローバル・プロスペクティブ・ファンド 愛称：イノベティブ・フューチャー	日興	294	eMAXIS Slim 米国株式（S & P500）	三菱UFJ国際	389	リスク抑制世界8資産バランスファンド 愛称：しあわせの歩	アセマネOne	126
9	ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）	大和	276	ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）	大和	337	グローバル・プロスペクティブ・ファンド 愛称：イノベティブ・フューチャー	日興	125
10	FWリそな円建債券アクティブファンド	リそな	265	リスク抑制世界8資産バランスファンド 愛称：しあわせの歩	アセマネOne	325	ダイワJ-REITオープン（毎月分配型）	大和	120

（注） 1. 対象は追加型投信で、該当月に新規設定された投信や償還された投信、上場投信は除外されている。そのため、例えば2020年7月に新規設定された投信については、表中2020年第3四半期は設定月を除いた資金純増額を記載している。

2. 単位は億円。

（出所）R&I『ファンド情報』より野村資本市場研究所作成

この他、図表 12 のランキングには掲載されていないが、2020 年 9 月に設定されたティール・ロウ・プライス グローバル・テクノロジー株式ファンドは、A コース（為替ヘッジあり）と B コース（為替ヘッジなし）を合算した当初設定額が 1,116 億円となった。これは、世界各国の株式の中で成長性が高いと判断される情報技術関連分野のリーディング・カンパニーの株式を中心に投資を行う投資信託である。ただし、資産規模より運用効率を優先する観点から、9 月 28 日以降購入の申し込みの受付は一時停止となった。

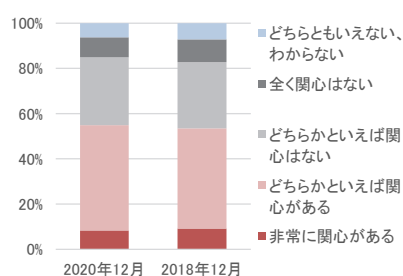
なお、個人投資家の ESG 投資への関心については、「ノムラ個人投資家サーベイ」（2020 年 12 月）の調査結果が公表されたので、内容を一部抜粋し紹介する¹⁰。

第一に、個人投資家のうち、ESG 投資への関心がある人は一定割合いることである（図表 13、14）。

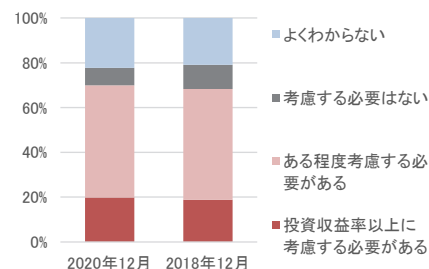
第二に、前回調査（2018 年 12 月）以降、ESG 投資への関心が顕著に高まったわけではないことである。前回調査と比べると、図表 13 では「どちらかといえば関心がある」「非常に関心がある」の合計は 1.5%ポイント増、図表 14 では「ある程度考慮する必要がある」「投資収益率以上に考慮する必要がある」の合計は 1.7%ポイント増だった。一方、図表 15 では最も多い回答である「ESG に関連した金融商品に関心はない」は 1.1%ポイント減だった。

第三に、コロナ感染拡大により、ESG 投資に対する認識の変化はなかった人が約 6 割を占めたことである。コロナ感染拡大による ESG 投資への認識は「特に変化はなかった」が 63.3%であり、「ESG 投資をある程度重視するようになった」は 27.5%だった。

図表 13 企業の ESG に対する取り組みへの関心 図表 14 株式投資における ESG 考慮の必要性



（出所）野村證券「ノムラ個人投資家サーベイ」（2020 年 12 月）より野村資本市場研究所作成



（出所）野村證券「ノムラ個人投資家サーベイ」（2020 年 12 月）より野村資本市場研究所作成

図表 15 ESG 関連の金融商品への関心

	2020年12月	2018年12月	変化
ESGに関連した金融商品に関心はない	41.4%	42.5%	-1.1%pt
環境に配慮した企業に積極投資する投資信託	29.9%	26.1%	3.8%pt
企業統治に優れた企業に積極投資する投資信託	18.9%	29.2%	-10.3%pt
ESGインデックスに連動するETF	18.9%	16.3%	2.6%pt

（注）選択肢 9 つの中からの複数回答。回答数の多かった上位 4 項目を表示。

（出所）野村證券「ノムラ個人投資家サーベイ」（2020 年 12 月）より野村資本市場研究所作成

¹⁰ 野村證券が個人投資家に対して定期的に実施するインターネット調査。調査対象は個人投資家モニターから無作為に抽出、回答数 1000 件。調査期間は 2020 年 12 月 7 日～同年 12 月 8 日。

5. 保険・年金・定型保証：生命保険は純流入継続

2020年第3四半期の保険・年金・定型保証は資金純流入となった。保険のうち、「生命保険」と「非生命保険」は共に、資金純流入となった。年金のうち、「年金保険」と「年金」は共に、資金純流出となった。「定型保証」は、資金純流入となった。

これらのうち、2020年第3四半期は生命保険への資金純流入額が多かった。その純流入額は2019年前半までと比べると縮小している¹¹。しかし一方で、これまで生命保険の契約は対面が中心だったが、コロナ禍の下ではオンライン上で契約手続きを完結する取り組みが広がりつつある。また、コロナ禍に対応する新たな保険として、コロナ感染に伴う出費を保障する個人向け保険も2020年9月から登場した¹²。

なお、外貨建て保険は、コロナ禍で各国中央銀行が利下げを行い主要先進国の長期金利が低下したため、利回り確保が難しくなった保険会社が販売を停止する動きが相次いだ。金融不安が一服した2020年6月から販売は再開されたが、金利低下の影響は続いているため、保険料の引き上げなど契約条件を変更する動きが広がっている¹³。

6. 外国資産：外貨預金への純流入継続、残高は過去最高に

2020年第3四半期の外国資産は資金純流入となった。このうち、「外貨預金」と「対外証券投資」は共に、資金純流入となった。特に外貨預金は、コロナ禍への対応で各国中央銀行が利下げを行い預金金利も低下したため、2020年第1四半期には資金が純流出したが、その後再び資金純流入が続き、2020年第3四半期末には個人が保有する外貨預金残高は過去最高になった（図表16）。

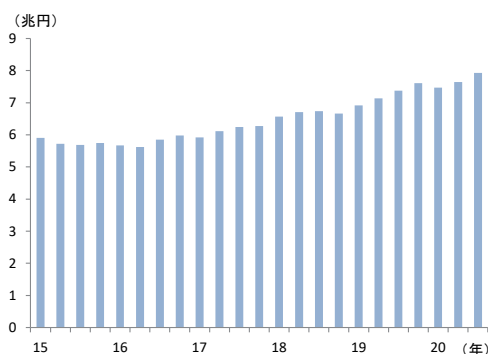
2020年第3四半期末時点で個人が保有する外貨建資産残高（外貨建投資信託、外貨建対外証券投資、外貨預金の合計）が個人金融資産に占める割合は2.2%と推定される（図表17）。

¹¹ 日本郵政グループが2019年6月に発覚した保険の不正販売を受け、同年7月から保険販売の営業を自粛してきたことも影響したと考えられる。金融庁は同年12月27日、不適切な保険販売を行っていたとして、かんぽ生命保険と日本郵便に対し、かんぽ生命の保険商品に係る保険募集などを対象に2020年1月1日から同年3月31日までの業務停止命令を出した。その後、日本郵政グループは同年9月11日、前年度から営業を自粛していたかんぽ生命保険商品、投資信託、提携金融商品について、同年10月5日からの業務再開を公表した。

¹² 「契約1万件に、太陽生命のコロナ特化型保険」日本経済新聞電子版2020年9月14日。

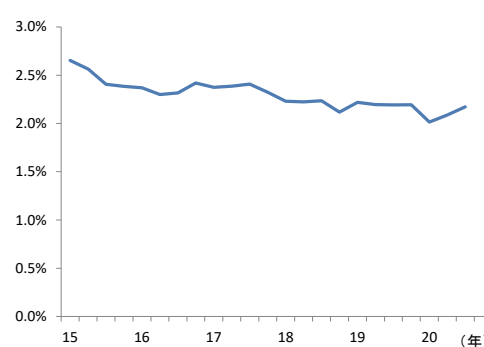
¹³ 「外貨保険、金利低下が直撃、保険料上げ・利率下げ相次ぐ」日本経済新聞2020年9月17日。

図表 16 個人が保有する外貨預金残高



(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

図表 17 個人が保有する外貨建資産の割合



(出所) 日本銀行統計等より野村資本市場研究所推定

Ⅲ 2020 年第 3 四半期のまとめと注目点

1. 2020 年第 3 四半期のまとめ

2020 年第 3 四半期を振り返ると、コロナ感染拡大への警戒が残る中で、経済活動をコロナ前の状態に戻していく取り組みが続けられた。国内では 7 月にコロナ感染第 2 波が始まったが、新規感染者数は 8 月 7 日をピークにその後は徐々に減少に向かった。一方で、2020 年第 2 四半期の実質 GDP が戦後最悪の落ち込みになるなど経済活動への影響が懸念される中、7 月 22 日から国の観光支援キャンペーン Go To トラベルが開始された。この間、安倍首相は連続在職日数で歴代最長を記録した後、8 月 28 日に辞任の意向を表明、2020 年 9 月 16 日には菅内閣が誕生した。

金融市場では、内外株価は上昇基調を続けた。米国市場では、テクノロジー関連株が牽引し株価上昇が続き、財政・金融政策も安心感につながる中、新規感染者数がピークアウトしたとの見方が広がり、S&P500 は 2020 年 8 月に最高値を更新した。国内市場では、このような米国市場の流れや、菅首相就任を受けた経済政策への期待感、日銀による ETF 購入継続等を受けて、日経平均株価は緩やかな上昇基調を維持し、コロナ感染拡大で急落する前の水準まで値を戻した。

このような環境の下、2020 年第 3 四半期における個人資金の主な金融資産を巡る動きをまとめると、主な資金純流入先は、流動性預金、生命保険、投資信託、外貨預金、現金、事業債などだった。一方、定期性預金、国債、上場株式などは資金純流出となった。

2. 個人投資家は感染拡大警戒の一方で相場変動に反応

2020 年第 3 四半期で注目されるのは、流動性預金と上場株式を巡る個人資金の動きである。Ⅱ章で述べた個人資金の動きは、個人がコロナ感染拡大の影響を警戒しつつも、流動性預金で流動性を確保する一方で、相場変動に機敏に反応した人も少なくなかったことを示していよう。

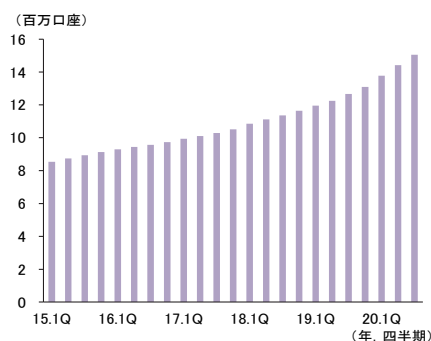
また、コロナ禍の下では、証券口座を新たに開設した人も多かった。急落した株価に投資の好機を見出した人が少なからずいたことや、普段働いている人でも外出自粛が要請される中では口座を開設し投資を実践する時間を確保しやすくなったことが一因であろう。

証券口座の中でも、特にオンライン取引で先行するネット証券の口座数が急増している。ネット証券大手5社の合計口座数は、2020年9月末時点で1,505万口座であり、2019年12月末に比べて15%増加した（図表18）。既存投資家だけでなく、投資初心者による初めての口座開設も多かったと見られ、例えば、楽天証券では2020年3月の月間新規口座数が過去最高となり、その72%は投資初心者だったという¹⁴。また、投資未経験者によるNISAの利用も増えている。日本証券業協会によると、2020年9月末時点での投資未経験者の割合は、一般NISA口座は42.2%、つみたてNISA口座は78.9%であり、2019年12月末から順に3.8%ポイント、8.2%ポイント上昇した¹⁵。証券会社に加えて銀行等で開設された口座も含めたNISA総口座数は、金融庁によると2020年9月末時点で1,484万口座である¹⁶。NISA普及率を、対象人口に対する口座数で計算すると、14.1%に達したことになる。

2020年の株価推移を見ると、2020年3月を底に上昇し同年11月からは一段高となり、コロナ禍の下で初めて投資を行った人も、利益を手にとれた人が少なくなかったと見られる（図表19）。投資初心者による投資額はまだ限られた金額であるが、それでも投資の成功体験を積むことにより、投資への関心が高まり理解を深める機会となるだろうし、周囲の人に投資経験を共有することで、投資への関心を抱く人が増えることが見込まれよう。高齢化に伴う構造的な有価証券の売り圧力がある中で、個人の間で投資経験が広がり、それらを含めた長期投資を志向する個人資金の流入が徐々に増えていくことは、日本の金融資本市場を長期的な観点から考える上では重要だと評価できよう。

足元の日経平均株価は約30年ぶりの水準となっているが、投資人口の裾野の広がり、当時と大きく異なる点である。株価を統計指標の一つとして眺めるのではなく、自分の金融資産価値を左右する指標として意識する人が増えていると考えられよう。

図表18 ネット証券大手5社の合計口座数の推移



(注) auカブコム証券、SBI証券、松井証券、マネックス証券、楽天証券の単純合計。
(出所) 各社資料より野村資本市場研究所作成

図表19 2020年の日経平均株価の推移



(注) データは2020年1月6日から12月25日。
(出所) ブルームバーグより野村資本市場研究所作成

¹⁴ 楽天証券株式会社プレスリリース「歴代業界最多更新！3月の月間口座開設数16万超に」2020年4月3日。

¹⁵ 日本証券業協会「NISA口座開設・利用状況調査結果（2020年9月30日現在）について」。

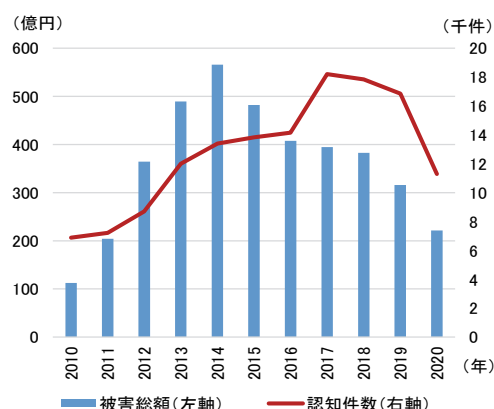
¹⁶ 脚注9と同じ。

Ⅳ 金融詐欺の現状と対策

1. 2020 年の金融詐欺の動向

ところで、コロナ禍の下でも金融詐欺は、依然として問題になっている。金融詐欺の多くを占める特殊詐欺の被害推移をみると、被害総額は減少傾向にあるものの、被害認知件数はほぼ横ばいで推移している。2020年1月から10月の特殊詐欺の被害総額は221億円、被害認知件数は11,287件であり前年同期の被害総額260億円、被害認知件数13,950件に比べて減少したが、未だに高水準にある（図表20）。その中で新たな手口の詐欺も登場しており、これまでとは異なる危険性も生じている。ここでは2020年の金融詐欺の特徴を紹介し、対策を考察する。

図表20 特殊詐欺の被害推移



(注) 2020年は1月～10月のデータ。

(出所) 警察庁「特殊詐欺認知・検挙状況等について」より野村資本市場研究所作成

図表21 2020年1月～10月の特殊詐欺被害内訳

特殊詐欺の分類	被害総額 (百万円)	認知件数 (件数)
オレオレ詐欺	5,245	1,817
預貯金詐欺	4,589	3,487
架空料金請求詐欺	5,946	1,639
還付金詐欺	1,919	1,402
融資保証金詐欺	338	259
金融商品詐欺	338	52
ギャンブル詐欺	192	90
交際あっせん詐欺	62	20
その他の特殊詐欺	28	28
キャッシュカード詐欺盗	3,468	2,493
合計	22,125	11,287

(出所) 警察庁「特殊詐欺認知・検挙状況等について」より野村資本市場研究所作成

2. 2020 年の金融詐欺の特徴

1) 2020 年で最も被害の大きい特殊詐欺：架空料金請求詐欺と預貯金詐欺

2020年の特殊詐欺被害の内訳をみると、被害総額では架空料金請求詐欺が59億4,600万円と最大で、被害認知件数では預貯金詐欺が3,487件で最多になっている（図表21）。架空料金請求詐欺は、未払いの料金があるなど架空の事実を口実として金銭等をだまし取る手口であり、幅広い年齢層が被害者になっている。一方、預貯金詐欺は金融機関職員等を装い、「口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要」などの口実で、キャッシュカード等をだまし取るものをいう。警察庁では従来オレオレ詐欺に包含していた犯行形態の一部を、2020年より新たに預貯金詐欺として分類したことから、被害が多発している様子が分かるようになった。

2) 2020 年に増えた特殊詐欺：金融商品詐欺

特殊詐欺の中でも、金融商品詐欺が増加している。2020 年 1 月から 10 月の被害総額は 3 億 3,800 万円、被害認知件数は 52 件であり、前年同期の被害総額 1 億 6,500 万円、被害認知件数 24 件に比べていずれも倍程度に増加した。金融商品詐欺は、証券会社等を名乗り、有価証券等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られると誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取るものをいう。日本証券業協会はホームページ上で、具体的な手口を挙げて注意喚起を行っている。日経平均株価の上昇が話題になる中で、便乗した詐欺の増加も予想される。

3) 2020 年に新たに登場した詐欺：コロナ禍に便乗した詐欺

特殊詐欺の分類では還付金詐欺やその他の特殊詐欺に該当すると思われるが、コロナ禍に便乗した新たな詐欺が登場した。一例に、すでに申請の受付を終了した特別定額給付金を利用して、「二回目特別定額給付金の特設サイトを開設しました」という旨の総務省を騙ったメールで、偽サイトに誘導して個人情報の詐取を狙う手口が報告されており、総務省は注意喚起を行っている。現時点では、国としての二回目の特別定額給付金は存在せず、また当該特別定額給付金について政府からメールを送ることはない。

4) 多発するインターネットバンキング関連の詐欺

図表 21 に示した特殊詐欺のほかに、インターネットバンキングに係る不正送金事犯が多発している。これは、銀行を騙ったメール等から偽のサイトに接続させたり、不正プログラムを用いたりすることで、インターネットバンキング利用者の ID・パスワード等を盗み、預金を不正送金するものである。警察庁によると 2020 年 1 月から 6 月の被害額は 5 億 1,200 万円、被害件数は 885 件であり、前年同期の被害額 1 億 6,600 万円、被害件数 183 件に比べて大幅に増加した。警察庁では、被害の多くがメール等を用いて金融機関等を装った偽のサイトへ誘導する手口によると考えている。

3. 今後の対策

これまでも警察庁などは、自宅の電話を在宅時も常に留守番電話に設定しておき、犯人と対応する機会を一旦遮断する、家族で合言葉を決めておく、など金融詐欺対策の注意喚起を行ってきた。

2020 年の金融詐欺の特徴を踏まえると、個人は従前の対策に加えて、①覚えのない請求は警察に相談する、②金融機関等を名乗る訪問者にキャッシュカードを渡さない、③投資に関する不審な勧誘を受けた際は、日本証券業協会のホームページを確認する、④コロナに関する情報は公的機関にて確認する、⑤メールに記載された URL にアクセスせず、企業公式サイトからのアクセスを徹底する、等の対策をとることが考えられる。また、従

来、特殊詐欺は高齢世代の被害が深刻だが、特別定額給付金は全国民が対象であり、インターネットバンキングは全世代が利用することから、詐欺被害の対象も全世代になりうると思われ、個々人が当事者意識を持つことがより求められている。

最新の手法を知っておくことが詐欺対策をとる上では大切であり、コロナ禍で他人との接触機会が減少している現状において、知人や家族との情報共有を意識的に行うことがさらに重要になっているといえよう。

V 令和3年度税制改正大綱の概要と今後の注目点

最後に、個人の金融行動に影響を及ぼす制度面での動きとして注目される、令和3年度税制改正大綱の概要を紹介する。2020年12月10日に「令和3年度税制改正大綱」が自由民主党及び公明党（以下、与党）から公表され、2020年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定された。このうち、個人金融資産に係る主な改正の概要と今後注目される論点は、下記の通りである。

1. 金融庁要望のうち、税制改正大綱に盛り込まれたもの

金融庁が要望していた個人金融資産に係る主な改正項目のうち、下記については、令和3年度税制改正大綱では見直しが行われた。

1) 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長と見直し

贈与者（祖父母等）から受贈者（孫等）に対して、教育資金として1,500万円まで一括して贈与した場合に贈与税が非課税となる措置について、適用期限が2023年3月まで2年延長される。ただし、適用要件の一部については、下記のとおり見直される。

①贈与者が亡くなった場合、管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）は、受贈者が相続等により取得したものとみなされる（受贈者が23歳未満である場合や学校等に在学している場合、教育訓練を受講している場合を除く）。現行は贈与から3年以内に贈与者が亡くなった場合とされていたが、「3年以内」という制約が取り除かれた（2021年4月以後の信託などにより取得する信託受益権等について適用）。

②贈与者から相続により取得したとみなされる管理残額について、子以外の直系卑属（孫等）に相続税が課される場合、管理残額に対応する相続税額は、相続税額の2割加算の対象となる。通常、財産を孫等が相続する場合、（子が相続する場合に比べて）相続税額は2割加算されるが、現行は同措置を使うと2割加算が免除されていた（2021年4月以後の信託などにより取得する信託受益権等について適用）。

③教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のう

ち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等が加えられる（2021 年 4 月以後に支払われる教育基金について適用）。

2）結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長と見直し

贈与者から受贈者に対して、結婚・子育て資金として 1,000 万円まで一括して贈与した場合に贈与税が非課税となる措置についても、適用期限が 2023 年 3 月まで 2 年延長される。この措置も適用要件が下記のとおり見直される。

①贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、孫等に相続税が課される場合、管理残額に対応する相続税額は、相続税額の 2 割加算の対象となる（2021 年 4 月 1 日以後の信託などにより取得する信託受益権等について適用）。これは、前述した教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置と同じ見直しである。

②受贈者の年齢要件（現行：20 歳以上）が 18 歳以上に引き下げられる（2022 年 4 月 1 日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用）。

③対象となる結婚・子育て資金の範囲に、1 日当たり 5 人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保険料等が加えられる（2021 年 4 月 1 日以後に支払われる資金について適用）。

なお、同措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討することが、与党大綱の「基本的考え方」に記載された。

3）税制上の手続のデジタル化の推進

NISA 関連等の電子手続が簡素化され、一定の手続書類を電磁的方法により提出を行う場合に、（併せて行うこととされてきた）住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書の送信が不要となる。

2．金融庁要望のうち、税制改正大綱で見送られたもの

金融庁が要望していた個人金融資産に係る主な改正項目のうち、特に証券界が注目していた「上場株式等の相続税評価方法の見直し」については、令和 3 年度税制改正大綱では見送られた。

現行は、相続財産となった上場株式は、相続時の時価のほか、相続時以前 3 か月間（相続発生月、その前月、前々月）の終値の月平均額のうち、最も低い価額で評価される。また、上場株式等による物納の場合は、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」が要件とされており、物納申請時には「金銭納付を困難とする理由書」を、物納申請書及び物納手続き関係書類等と共に提出することが求められている。こ

れらは、令和3年度の税制改正大綱では見直されなかった。

なお、令和3年度の税制改正大綱では、相続税に係る分野においては、国際金融都市に向けた税制上の措置として、就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を、相続税等の課税対象としないことが盛り込まれた。

3. 金融庁要望のうち、税制改正大綱で検討事項とされたもの

金融庁が要望していた個人金融資産に係る主な改正項目のうち、下記については、令和3年度税制改正大綱では検討事項とされた。

1) 金融所得課税の一体化

金融所得課税の一体化については、金融庁は、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大することを要望してきた。与党大綱の「検討事項」は、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する。」と述べている（下線は筆者、令和2年度税制改正大綱からの追加部分）。令和2年度の税制改正大綱でも言及されていたが、令和3年度の税制改正大綱でも下線部分の文言が追加され継続掲載された。

2) 生命保険料控除制度の拡充

生命保険料控除制度については、金融庁は、多様な生活保障の準備を支援・促進するため、制度を拡充することを要望してきた。与党大綱の「基本的考え方」は、「5 (1) 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税のあり方」の中で、次のように述べている。「個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再配分機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。」と述べている（下線は筆者、令和2年度税制改正大綱からの追加部分）。令和2年度の税制改正大綱でも言及されていたが、令和3年度の税制改正大綱でも下線部分の文言が追加され継続掲載された。

4. その他、税制改正大綱に盛り込まれたもの

令和 3 年度税制改正大綱には、上記以外にも個人金融資産に係る主なものとして、下記も盛り込まれた。

1) 確定拠出年金制度の見直し

確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額 2.75 万円）は、月額 5.5 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とされる。また、確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額 1.2 万円）は、月額 5.5 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（月額 2 万円を上限）とされる。これらの見直しは、確定拠出年金法施行令の改正を前提とする。

2) 住宅ローン減税及び贈与税非課税措置の拡充

住宅ローン減税については、控除を 13 年間受けられる特例の適用期限が 2 年延長され、契約期限（注文住宅は 2020 年 10 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日、分譲住宅等は 2020 年 12 月 1 日から 2021 年 11 月 30 日）と入居期限（2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日）を満たす者に適用される。

住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置については、2021 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に住宅取得等に係る契約をした場合、非課税限度額を 2020 年度と同額（最大 1,500 万円）まで引き上げられる。

また、住宅ローン減税及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置については、合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、床面積要件（現行：50 m²）が 40 m²以上へ緩和される。

なお、住宅ローン減税は、4,000 万円を上限に年末の借入残高の 1%を所得税額から控除する仕組みだが、会計検査院からの指摘を踏まえ、控除額や控除率のあり方を 2022 年度税制改正において見直すことが、与党大綱の「基本的考え方」に記載された。

3) 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

国や自治体からの子育てに係る助成（ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等）について、子育て支援の観点から、非課税とする措置が講じられる。

4) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、2021 年度から 2023 年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続される。その上で、2021 年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられる。

5. 今後の注目点

来年度以降の税制改正の検討に係る記載としては、下記の三点が挙げられる。

1) 年金課税のあり方の検討

年金課税については、与党大綱の「基本的考え方」は、「5 (2) 私的年金等に関する公平な税制のあり方」の中で、次のように述べている。

「働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築が求められている。

こうした観点から、拠出段階の課税については、例えばイギリスやカナダにおける各種私的年金の共通の非課税拠出限度枠なども参考に、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないような姿を目指し、議論を具体化していく段階にきている。また、給付段階の課税について、給付が一時金払いか年金払いによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立ではないこと、勤続期間が 20 年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘がある。雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要がある。

こうした課題については、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しを目指す必要があるが、これに対応するため、例えば従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論がある。拠出段階においては、私的年金共通の非課税拠出額を設定してこの勘定に拠出することで、働き方によって有利・不利が生じない仕組みとするとともに、給付段階においては、退職金からもこの勘定に非課税で拠出できるようにし、この勘定からの受給の際の課税を統一することにより課税の中立・公平を図ろうとするものである。こういった議論も参考にしながら、老後にかかる税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案を精力的に検討する。その際には、私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、丁寧な検討を行っていくことが重要である。」。

年金課税のあり方については、令和 2 年度税制改正大綱でも言及されていたが、令和 3 年度税制改正大綱では文言が変わり、より具体的な内容となっており、包括的な議論が進められることが見込まれる。

2) 金融所得に対する課税のあり方の検討

金融所得に対する課税のあり方については、与党大綱の「基本的考え方」は、「5 (2) 私的年金等に関する公平な税制のあり方」の中で、次のように述べている。

「なお、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援

する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。」。

金融所得課税のあり方については、令和 2 年度税制改正大綱で言及されており、令和 3 年度税制改正大綱でも同じ文言で掲載されている。

3) 相続税・贈与税のあり方の検討

相続税・贈与税のあり方については、与党大綱の「基本的考え方」は、「5 (3) 相続税・贈与税のあり方 ②資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」の中で、次のように述べている。

「高齢化に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」。

相続税・贈与税のあり方については、令和 2 年度税制改正大綱でも言及されていたが、令和 3 年度税制改正大綱では文言が変わり、資産の再分配機能の確保に留意しつつも、資産の早期の世代間移転を促進することの重要性を指摘しており、負担回避行動の防止にも目配りした内容となっている。今後は、資産移転の時期の選択に中立的な税制に向けて、本格的な検討が進められることが見込まれる。

個人金融資産に係る主な政策措置について、今後のスケジュールを整理すると図表 22 のようになる。今後も、個人金融資産に係る政策議論は引き続き注目されるが、その中でも特に、上述した年金課税、金融所得課税、相続税・贈与税に係る議論の行方は注意して見ておきたい。

図表 22 個人金融資産に係る主な政策措置の今後のスケジュール

年月	家計金融資産に係る政策措置の動き
2021 年 12 月 31 日	・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用期限
2023 年 3 月 31 日	・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置口座の開設期限 ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置口座の開設期限
2023 年 12 月 31 日	・一般 NISA 口座の開設期限 ・ジュニア NISA 口座の開設期限（制度終了）
2024 年 1 月 1 日	・新 NISA 開始
2028 年 12 月 31 日	・新 NISA 口座の開設期限
2042 年 12 月 31 日	・つみたて NISA 口座の開設期限

（出所）自由民主党・公明党「令和 3 年度税制改正大綱」、国税庁資料等より野村資本市場研究所作成